別表十二（十一）　記載要領

1　この表は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成10年法律第36号）第４条第２項（中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定）に規定する指定会社が、租税特別措置法第57条の７の２（中部国際空港整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の57の２（中部国際空港整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(1)のうち損金経理による積立額　(2)」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」の欄に記載し、かつ、「(10)」の欄の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「53」の欄に記載すること。

3　「(1)のうち剰余金の処分による積立額　(3)」の欄に金額の記載がある場合には、「(10)」の欄の金額を別表四「45」又は別表四の二付表「53」の欄に記載すること。

別表十一(十一)の表中「所得基準額（(別表四「41の①」－「27の①」）又は（別表四の二付表「49の①」－「36の①」））」を「所得基準額（(別表四「40の①」－「26の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－「35の①」））」に、

・・・	円	円	円	円	円
・・・					
・・・					
・・・					
・・・					
当期分					
計		円	円	円	円